

令和5年第2回  
笠間市議会定例会会議録 第6号

令和5年6月15日 午前9時51分開会

出席議員

議長	22番	大関久義君
副議長	8番	内桶克之君
	1番	長谷川愛子君
	2番	酒井正輝君
	3番	河原井信之君
	4番	鈴木宏治君
	5番	川村和夫君
	6番	坂本奈央子君
	7番	安見貴志君
	9番	田村幸子君
	10番	益子康子君
	11番	林田美代子君
	12番	田村泰之君
	13番	村上寿之君
	14番	石井栄君
	15番	畑岡洋二君
	16番	飯田正憲君
	17番	西山猛君
	18番	石松俊雄君
	19番	大貫千尋君
	20番	小藪江一三君
	21番	石崎勝三君

欠席議員

なし

出席説明者

市	長	山口伸樹君
副	市	長 近藤慶一君

教 育 長	小 沼 公 道 君
市 長 公 室 長	金 木 雄 治 君
政 策 企 画 部 長	北 野 高 史 君
総 務 部 長	後 藤 弘 樹 君
環 境 推 進 部 長	小 里 貴 樹 君
保 健 福 祉 部 長	下 条 かをる 君
福 祉 事 務 所 長	堀 内 信 彦 君
産 業 経 済 部 長	礪 山 浩 行 君
都 市 建 設 部 長	関 根 主 税 君
上 下 水 道 部 長	友 部 邦 男 君
市 立 病 院 事 務 局 長	木 村 成 治 君
教 育 部 長	堀 江 正 勝 君
消 防 次 長	谷 口 哲 也 君
笠 間 支 所 長	根 本 薫 君
岩 間 支 所 長	島 田 茂 君

---

出席議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	西 山 浩 太
議 会 事 務 局 次 長	堀 内 恵 美 子
次 長 補 佐	鶴 田 貴 子
係 長	神 長 利 久
係 長	上 馬 健 介

---

議 事 日 程 第 6 号

令和5年6月15日（木曜日）

午 前 10 時 開 議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 陳情第5-2号 笠間市議会に提出された請願書、陳情書の市議会ホームページ上での公開を求める陳情
- 日程第3 議案第48号 笠間市職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第49号 笠間市ふるさとづくり寄附条例の一部を改正する条例について
- 議案第50号 笠間市新型コロナウイルス感染症対策基金条例を廃止する条例について
- 議案第51号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第52号 笠間市内における太陽光発電設備設置事業と住環境との調和に関する条例の一部を改正する条例について

議案第53号 笠間芸術の森公園スケートパーク管理条例の一部を改正する条例について

議案第54号 市道路線の廃止及び認定について

議案第55号 動産購入契約の締結について

議案第56号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第3号）

議案第57号 令和5年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第58号 令和5年度笠間市立病院事業会計補正予算（第1号）

日程第4 委員会提出議案第2号 清掃施設整備等調査特別委員会の設置について

### 1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 陳情第5-2号 笠間市議会に提出された請願書、陳情書の市議会ホームページ上での公開を求める陳情

日程第3 議案第48号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

議案第49号 笠間市ふるさとづくり寄附条例の一部を改正する条例について

議案第50号 笠間市新型コロナウイルス感染症対策基金条例を廃止する条例について

議案第51号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第52号 笠間市内における太陽光発電設備設置事業と住環境との調和に関する条例の一部を改正する条例について

議案第53号 笠間芸術の森公園スケートパーク管理条例の一部を改正する条例について

議案第54号 市道路線の廃止及び認定について

議案第55号 動産購入契約の締結について

議案第56号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第3号）

議案第57号 令和5年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第58号 令和5年度笠間市立病院事業会計補正予算（第1号）

日程第4 委員会提出議案第2号 清掃施設整備等調査特別委員会の設置について

---

午前9時51分開会

表彰状の伝達

○議長（大関久義君） 皆さんおはようございます。

本会議に先立ち、全国市議会議長会並びに茨城県市議会議長会から表彰状が贈られていますので、ここで伝達を行います。

議会事務局長より、名前をお呼びいたします。

○議会事務局長（西山浩太君） 初めに、全国市議会議長会から表彰を受けられました議員を読み上げさせていただきます。

石松俊雄議員、20年表彰。

飯田正憲議員、15年表彰。

以上でございます。

石松議員、飯田議員には、議長の前までお進み願います。

○議長（大関久義君）

#### 表彰状

笠間市 石松俊雄殿

あなたは、市議会議員として20年の長きにわたって市政の発展に尽くされ、その功績は特に著しいものがありますので、第99回定期総会に当たり、本会表彰規程によって特別表彰をいたします。

令和5年6月14日

全国市議会議長会会長 坊 恭寿（代読）

〔表彰状伝達、拍手〕

○議長（大関久義君）

#### 表彰状

笠間市 飯田正憲殿

あなたは、市議会議員として15年市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第99回定期総会に当たり、本会表彰規程によって表彰いたします。

令和5年6月14日

全国市議会議長会会長 坊 恭寿（代読）

〔表彰状伝達、拍手〕

○議会事務局長（西山浩太君） 次に、茨城県市議会議長会から表彰されました議員を読み上げさせていただきます。

石松俊雄議員、20年表彰。

飯田正憲議員、15年表彰。

石井 栄議員、8年表彰。

村上寿之議員、8年表彰。

田村泰之議員、8年表彰。

以上でございます。

石井議員、村上議員、田村泰之議員には、議長の前までお進み願います。

○議長（大関久義君）

表彰状

笠間市議会議員 石松俊雄殿

あなたは、市議会議員の職にあること20年、熱誠地方自治の伸張発展に尽瘁し、市政の向上振興に貢献された功績は誠に顕著であります。よって、ここに表彰いたします。

令和5年5月22日

茨城県市議会議長会会長 須田浩和（代読）

〔表彰状伝達、拍手〕

○議長（大関久義君）

表彰状

笠間市議会議員 飯田正憲殿

あなたは、市議会議員の職にあること15年、熱誠地方自治の伸張発展に尽瘁し、市政の向上振興に貢献された功績は誠に顕著であります。よって、ここに表彰いたします。

令和5年5月22日

茨城県市議会議長会会長 須田浩和（代読）

〔表彰状伝達、拍手〕

○議長（大関久義君）

表彰状

笠間市議会議員 石井 栄殿

あなたは、市議会議員の職にあること8年、熱誠地方自治の伸張発展に尽瘁し、市政の向上振興に貢献された功績は誠に顕著であります。よって、ここに表彰いたします。

令和5年5月22日

茨城県市議会議長会会長 須田浩和（代読）

〔表彰状伝達、拍手〕

○議長（大関久義君）

表彰状

笠間市議会議員 村上寿之殿

あなたは、市議会議員の職にあること8年、熱誠地方自治の伸張発展に尽瘁し、市政の向上振興に貢献された功績は誠に顕著であります。よって、ここに表彰いたします。

令和5年5月22日

茨城県市議会議長会会長 須田浩和（代読）

〔表彰状伝達、拍手〕

○議長（大関久義君）

表彰状

笠間市議会議員 田村泰之殿

あなたは、市議会議員の職にあること8年、熱誠地方自治の伸張発展に尽瘁し、市政の向上振興に貢献された功績は誠に顕著であります。よって、ここに表彰いたします。

令和5年5月22日

茨城県市議会議長会会長 須田浩和（代読）

〔表彰状伝達、拍手〕

○議長（大関久義君） 以上で全国市議会議長会並びに茨城県市議会議長会からの表彰状の伝達を終わります。

---

午前10時00分開議

#### 開議の宣告

○議長（大関久義君） 報告申し上げます。

ただいまの出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者並びに議会事務局職員の出席者は資料のとおりであります。

---

#### 議事日程の報告

○議長（大関久義君） 日程について御報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、本日、本会議に先立ち議会運営委員会を開催いただき、追加議案の取扱いについて審議いただきました。その委員会提出の追加議案を含めて、議事日程第6号のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

---

#### 会議録署名議員の指名について

○議長（大関久義君） 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、9番田村幸子君、10番益子康子君を指名します。

---

陳情第5－2号 笠間市議会に提出された請願書、陳情書の市議会ホームページ上での公開を求める陳情

○議長（大関久義君） 日程第2、陳情第5－2号 笠間市議会に提出された請願書、陳情書の市議会ホームページ上での公開を求める陳情を議題とします。

審査が終了しておりますので、これより付託委員会の議会運営委員長から審査の経過並びに結果について報告を求めます。

議会運営委員長西山 猛君。

〔議会運営委員長 西山 猛君登壇〕

○議会運営委員長（西山 猛君） 今期市議会定例会において、議会運営委員会に付託になりました陳情第5－2号につきまして、審査の経過並びに結果を会議規則第39条第1項の規定に基づき御報告を申し上げます。

当委員会は、去る6月2日に委員会を開催し、審査を行いました。

陳情第5－2号 笠間市議会に提出された請願書、陳情書の市議会ホームページ上での公開を求める陳情の審査において、本陳情の内容は、過去に提出された請願・陳情賛否の理由の全文を市議会ホームページ上で公開することです。

現在、笠間市議会は、令和4年第3回定例会において議会基本条例を制定し、市民に対し積極的に情報を発信し、説明責任を十分に果たすため、令和5年4月から各委員会の会議録の公開を行うことを決定いたしました。これに合わせて、本陳情の願意である請願書、陳情書のホームページでの公開を行うことで、市民に対し、より分かりやすい積極的な情報発信につながるものとする。一方で、過去の請願・陳情全てを公開することについては、過去とはいつまで遡って行うべきかなど、事務的処理にあっても今後さらなる議論が必要である。

したがって、陳情内容に対して十分理解をした上で本陳情の意を酌み取り、趣旨採択すべきものと決定いたしました。

以上が当委員会に付託になりました陳情第5－2号の審査結果であります。議員各位の賛同を賜りますようお願い申し上げます。御報告といたします。

○議長（大関久義君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

本件に対する委員長の報告は趣旨採択であります。

本件は、委員長報告のとおり趣旨採択することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり趣旨採択されました。

- 
- 議案第48号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
  - 議案第49号 笠間市ふるさとづくり寄附条例の一部を改正する条例について
  - 議案第50号 笠間市新型コロナウイルス感染症対策基金条例を廃止する条例について
  - 議案第51号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
  - 議案第52号 笠間市内における太陽光発電設備設置事業と住環境との調和に関する条例の一部を改正する条例について
  - 議案第53号 笠間芸術の森公園スケートパーク管理条例の一部を改正する条例について
  - 議案第54号 市道路線の廃止及び認定について
  - 議案第55号 動産購入契約の締結について
  - 議案第56号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第3号）
  - 議案第57号 令和5年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
  - 議案第58号 令和5年度笠間市立病院事業会計補正予算（第1号）

○議長（大関久義君） 日程第3、議案第48号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第58号 令和5年度笠間市立病院事業会計補正予算（第1号）の11件を一括議題といたします。

審査が終了しておりますので、これより各常任委員会の委員長から審査の経過並びに結果について報告を求めます。

初めに、総務産業委員長より報告願います。

委員長安見貴志君。

〔総務産業委員長 安見貴志君登壇〕

○総務産業委員長（安見貴志君） 今期市議会定例会において、総務産業委員会に付託された議案について、審査の経過並びに結果を会議規則第39条第1項の規定に基づき御報告申し上げます。

当委員会は、6月5日及び9日に執行部より関係部課長等の出席を求め、議案第48号外4件の付託議案の審査を行いました。審査過程での主な質疑と審査結果について御報告申し上げます。

初めに、議案第56号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第3号）であります。資源循環課所管では、福田地区地域振興整備補助金について、どのような経緯で交付することになったのか、また、地域振興活動はどのような内容かとの質疑があり、球団からエコフロンティアかさま福田地区対策協議会に対し要請があったこと、また、シンボル看板の

設置やフィットネスエリアの地域住民に対する利用促進のための施策を実施するとの答弁がありました。

次に、農政課所管では、栗収穫機の導入補助について、補助率と栗収穫機は何台分を見込み、来年度もこの補助制度はあるのかとの質疑があり、補助率は2分の1で、今回は5台分の補助を見込んでおり、来年度も農家からの要望に応じて対応していきたいとの答弁がありました。

次に、討論であります。マイナポイントの申請期限延長に伴う人材派遣委託料については、マイナンバーカードの個人情報保護に問題があるなどの理由で反対するとの反対討論がありました。

また、福田地区地域振興整備補助金については、地域振興事業について反対するものではないが、地域住民の合意形成が十分ではないのではないかと理由で反対するとの反対討論と、賛成討論では、笠間市福田地区地域振興整備基金条例において、福田地区の地域振興を図る目的に基金を処分できることなどの理由で交付に賛成するとありました。

なお、議案第48号、議案第49号、議案第50号、議案第55号については、執行部の詳細な説明をもって了承した次第であります。

以上のような審査を踏まえ、付託された議案について採決したところ、議案第48号、議案第49号、議案第50号、議案第55号については、全会一致により原案のとおり可決すべきもの、また、議案第56号については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が当委員会に付託になりました議案の審査の経過並びに結果であります。議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、御報告といたします。

○議長（大関久義君） 次に、教育福祉委員長より報告願います。

委員長坂本奈央子君。

〔教育福祉委員長 坂本奈央子君登壇〕

○教育福祉委員長（坂本奈央子君） 今期市議会定例会において、教育福祉委員会に付託になりました議案について、審査の経過並びに結果を会議規則第39条第1項の規定に基づき御報告申し上げます。

当委員会は、6月6日に執行部より関係部課長等の出席を求め、議案第51号の外3件の付託議案の審査を行いました。審査の過程での主な質疑等を申し上げます。

初めに、議案第56号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第3号）では、社会福祉課所管の子育て世帯臨時特別支援事業について、令和4年度に実施した非課税世帯への給付金の給付時期や給付対象の世帯数、給付が完了した世帯数について確認しました。

また、おいしい給食推進室所管の給食センターの修繕費の補正について、給食センターの雨漏りの発生時期と修繕箇所、緊急性についての質疑があり、5月8日に発生し、緊急で修繕すべき箇所であるとの答弁がありました。

なお、議案第57号及び議案第58号については、執行部からの詳細な説明をもって了承した次第であります。

次に、討論であります。議案第51号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、国保税の引下げを求める反対討論がありました。

以上のような審査を踏まえ、議案第56号から議案第58号については、全会一致により原案のとおり可決すべきもの、また、議案第51号については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が当委員会に付託になりました議案の審査の経過並びに結果であります。議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます、報告といたします。

○議長（大関久義君） 次に、建設土木委員長より報告願います。

委員長益子康子君。

〔建設土木委員長 益子康子君登壇〕

○建設土木委員長（益子康子君） 今期市議会定例会において、建設土木委員会に付託になりました議案について、審査の経過並びに結果について会議規則第39条第1項の規定に基づき御報告申し上げます。

当委員会は、6月7日、執行部より関係部課長等の出席を求め、議案第52号外3件の付託案件の審査を行いました。それでは、審査の過程での主な質疑や意見などについて御報告申し上げます。

初めに、議案第52号 笠間市内における太陽光発電設備設置事業と住環境との調和に関する条例の一部を改正する条例についてですが、事業区域の対象面積を下げ、設置基準を厳しいものとしたが、隣接所有者の同意等を取ることを義務づけするような市独自の規制をすることはできないのかとの質疑に対し、笠間市でも法令の範囲内で住民との合意形成が図られるように業者も指導していき、今後は見直しも含め検討していきたいとの答弁がありました。

次に、議案第56号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第3号）についてですが、建設課所管では渋滞対策予算での測量箇所の確認をいたしました。

また、管理課所管では、財源組替えによる踏切安全対策事業について、どのような工事が行われるのかとの質疑に対し、第三小原踏切前後の市道拡幅工事であり、単独事業から交付金事業に組替えをしたものとの答弁がありました。

なお、議案第53号、議案第54号については、執行部の詳細な説明をもって了承した次第であります。

以上のような審査経過を踏まえ、当委員会に付託された全ての議案は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます、御報告といたします。

○議長（大関久義君） 以上で委員長報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

14番石井 栄君。

〔14番 石井 栄君登壇〕

○14番（石井 栄君） 14番、日本共産党の石井 栄です。議長の許可を受けまして、次に示す二つの議案に対して討論を行います。

一つ、議案第51号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論をいたします。

今回の改定では、国民健康保険税の医療分、後期分、介護分三つの区分の中で、現在の課税限度額、後期高齢者支援分を現在の20万円から新規に2万円引き上げて、22万円といたします。そして、課税限度額の上限の限度は2万円引き上げられまして、102万円から104万円にするという条例案であります。

今回の改定により、後期高齢者支援分の課税限度額が20万円から22万円に2万円上げが行われることにより、限度額の合計の上限額は従来の102万円から104万円に引上げになります。

これによる影響として、40歳夫婦、未就学2人の4人家族では、後期高齢者支援分の限度額引き上げによる影響の分岐点は、所得が543万7,000円から604万3,000円に、収入では726万4,000円から793万7,000円の世帯までの引上げになります。この付近の世帯では、未就学児が3歳未満であれば3歳未満の保育料は無償化になっていませんので、2人であれば1人でも多額の費用がかかります。国保税の負担額が増えることになれば、それだけでなく楽ではない家計はさらに窮屈になり、影響は少なくありません。

一つ、19条3号の規定改定により、52万円から53万5,000円になれば、国保税2割軽減になる対象世帯の所得が従来より1万5,000円引上げになり、2割軽減、5割軽減になる対象世帯が広がることになりやすから、その点では低所得者に対する支援の措置と言えます。しかし、この支援は限定的であります。

賦課限度額の推移は、2008年に68万円、2010年に73万円、2015年に85万円、2022年に102万円、それを今度2万円引き上げて104万円にするという方針であります。昨年度、限度額を2万円引き上げたばかりで、さらに2万円引き上げようとするものです。この間の賦課限度額の度重なる引上げにより、2008年の68万円から、現在の2022年度の規定102万円と賦課限度額は1.5倍に引き上げされ、市民の負担は多くなりました。そして今回の2万円増により、1.53倍になろうとしております。

昨年、3方式から2方式への変更の際には平等割が廃止され、その分を他に割り振るこ

となく、さらに子どもの均等割が半額になるなどして一定額の減額になりましたが、国保税の賦課限度額の増額は、市の努力に水を差すものとなっています。

そもそも国保税に関しては、加入者の所得が低いが、保険税が一番高いのが国保であります。国保は、けんぽ、共済などの被用者保険と構造的に異なる制度であります。

それは、三つあります。世帯人数が多くなるほど、子ども的人数が多くなるほど低い所得であるにもかかわらず、限度額を支払うことになってしまいます。2番は、サラリーマンなどの被用者保険は所得が多くなるにつれ保険料が増えますが、国保は保険料率が高い場合は低い所得で限度額を支払うことになってしまいます。三つ目は、国保の被保険者は、加入世帯の約4割が年金生活者などの無職、3割が非正規労働者、低所得者が多く加入する医療保険で、事業主による負担がない制度であります。

例として、40歳夫婦子ども2人、4人の世帯では、国保、これ大阪市の場合なのですが、保険料の上限102万円を払う世帯はどういう世帯かというと年収833万円、給与所得630万7,000円以上となる世帯であります。同時に、協会けんぽを大阪府の場合で調べてみますと、保険料が102万円を超える人は、年収で言うと1,687万円を超える人になります。このように、年収833万円の国保世帯は、年収が2倍のけんぽ加入者と同額の保険料を払っています。ただいま大阪の例を挙げましたが、全国でほぼ同じ傾向を示しております。

国保は4人に1人が加入し、国民皆保険の中で重要な位置を占めていますが、他の医療制度に比べて著しく不公平で、庶民に大変重い負担をかけている制度となっています。国保制度がスタートしたときに、政府は、国民健康保険は低所得者が多く、保険料に事業主負担がないことなどのために、どうしても相当額の国負担が必要であると認めていました。これは、社会保障制度審議会、1962年の勧告資料であります。

ところが、政府は1984年の法改定で、国庫への定率国庫負担を削減し、その後も国庫負担を抑制し続けてきました。高知市の岡崎誠也市長は、国保の賦課限度額の引上げについて、保険料水準に大きな格差がある実態の中で、各保険者の実態を考慮せず一律に限度額を引き上げていく手法は、もはや限界に達している。これは、第19回社会保障審議会（医療保険部会）の資料からと、このように指摘しております。高過ぎる国保税を引き下げ、構造的問題を解決するためには、公費を入れるしかありません。全国知事会などは、2014年に公費を1兆円投入して、協会けんぽ並みの負担率にするよう政府与党に求めました。

今回の条例案は、提案理由として、本案は地方税法施行令等の一部改正に伴い所要の改定をするものであるとしております。この間、国は当初の方針に反し、国民の負担増の方針を示しています。市は、条例改正を通じて、国の方針を受け入れようとしています。条例の改正は、自治体の自主的な判断で行うことができるものであります。そのために市は議会に上程し、議会の承認を受けようとしております。市民生活向上に即した制度にするため、各議員の皆さんは議案の審査に臨もうとしておられることと思います。

議員の皆様方には市民の皆様の実情を深く理解し、国の不合理な方針を適用することが

ないよう、この条例案に反対していただけますようお願い申し上げます。議案に対する反対討論といたします。御清聴ありがとうございました。

その2、議案第56号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第3号）に、反対の立場で討論いたします。

令和5年度笠間市一般会計補正予算（第3号）では、歳入歳出それぞれ1億9,325万円を追加し、歳入歳出の総額を342億197万4,000円とするものであります。市民生活に必要な重要なものとして、幹線道路の改良を通じた安全対策のための費用、医療の質、向上や文化財保護費、給食センターの修繕費、農業振興費、畜産産業費などをはじめとして、ほかにも大切な費用が計上されており、それらには全て賛成であります。

しかし、市民生活上、問題ある歳出も見受けられます。

第一に、電算管理費としての423万6,000円ですが、総務費国庫補助金として歳入した2,481万円のうちの423万6,000円が、個人番号カード交付事務費補助金、マイナポイントであります。マイナンバーカードをめぐることは、大問題が次から次へと明らかになっていきます。14日の茨城新聞には、マイナ保険証に別人の医療情報が登録された事例が、今年5月までに7,372件、コンビニで住民票の写しなど別人の証明書発行が14件、公金受取口座に家族名義口座を登録した件は約13万件、これらは人為的ミス、システム不具合、政府の周知不足の3点に分類されるとしております。

また、全国保険医団体連合会、これは全国の開業医の6割以上が加盟する組織であって、略称保団連と言われておるそうであります。その保団連は、6月12日に声明を発表しました。その内容、要点は、次のことだと理解しています。

保団連が実施したマイナンバーカード受診に関する医療現場トラブル事例調査、8日集計分では、マイナンバーカードが無効、該当資格なしとされ、一旦10割分を患者に請求した事例が893件発生したことが明らかになったとっております。

今後、政府は、電子カルテや電子処方箋などのデータ共有を図るとしており、投薬、治療情報の取り違えなど重大な医療事故にもつながりかねないと、このようにっております。そして、首相が言う医療の質向上とは、真逆の事態を招くおそれがあるとしております。

また、政府が公表した誤登録数は氷山の一角であるとして、全件チェック、全容解明まで運用の停止を求めています。保団連は政府に対して、2024年の健康保険証廃止方針の撤回、現行の保険証の存続、マイナンバーカード受診の運用停止などを求めています。

国民の不安を払拭し、マイナンバーカードの利用を促すためには、政府は一度立ち止まってシステムを徹底的に点検し、信頼の回復に努める必要がある。特にマイナ保険証への一本化は、国民の生命や健康にも影響する。混乱回避のためにもスケジュールありきではなく、実施時期は柔軟に対応すべきである。このように声明を発表しているのは、これは、共産党の赤旗ではありません。これは、産経新聞6月10日の主張であります。これが、そ

の写しであります。

また、身近な健康保険証を廃止し、トラブルが続出しているマイナンバーカードに一本化するのは無理があろう、廃止方針を一旦凍結し、国民の不安を払拭するのが筋だ。マイナカードをめぐるトラブルは、後を絶たない。とりわけ深刻なのは、マイナ保険証に関する問題だ。他人の情報がカードにひもづけられていたケースが7,300件あった。行政文書は後で修正できるかもしれないが、医療に関する手違いは、国民の健康や生命に重大な影響をもたらすおそれがある。政府は、事態を軽視してはならない。さらに現在、何ら不都合なく使っている健康保険証を廃止し、事実上カードの取得を強制するような手法が、政府の目指す人に優しいデジタル化なのか。マイナ保険証の不具合が相次いでいることを踏まえ、医療関係団体などは保険証の廃止には反対している。医療現場から懸念の声が上がるのも無理はない。法律が成立したからといって、制度の見直しは不可能だと考えるのは早計だ。

政府は1980年、納税者番号の一種、グリーンカード制度を導入する法律を成立させたが、政財界から批判が噴出したため、5年後に法律で廃止した。マイナ保険証の見直しは、今からでも遅くはない。トラブルの原因を解明し、再発防止に努めるのが先決だ。当初の予定どおり、選択制に戻すのも一案だろう。これは、読売新聞6月7日付の社説であります。

また、そのまま同調するか、地方自治が問われているという声が出ております。これは、朝日新聞に掲載された記事でありまして、地方自治が地方自治の役割を果たすためにしっかり精査をしていく必要があると。名古屋大学の大学院法学研究科の稲葉教授（行政法学）は、一連のトラブルについて、国と地方自治体のいびつな関係も一因となっているのではないかと話す。稲葉教授は、政府は自治体に対し、カード普及率を交付金交付額に反映させる考えを示している。財政難に悩む自治体はこうした中で常にぎりぎりの対応を強いられ、交付金獲得を目指さざるを得ない状況になっていると指摘。任意のはずのマイナンバーカードにありきで突き進む政府に対し、そのまま同調することが地方自治と言えるだろうか、自治体として政府とどう向き合うかが問われている局面になっていると話しております。

これらの記事は、党派を超えた国民の不安の声であります。国民の声は、市民の声でもあります。補正予算のこの部分は凍結、撤回するべきではないでしょうか。

もう一つ、福田地区地域振興補助金として支出を求める1,000万円についてですが、エコフロンティアかさま地区協議会から同球団に対し支援金を交付し、同球団が行う地域活動を促進しますと、このような説明がありました。その中には、看板の設置に500万円、地域交流イベントに300万円等を充てるという、この方針は6月2日の委員会説明時にも、6月5日の総務産業委員会開催時にも出されず、再度開催された6月9日の委員会で初めて目にした事柄であります。

私の調査では、福田地区に五つの区がありますが、複数の区の中で、複数の区長は5月

31日に議案が提出されての時点以降、この事実を知りませんでしたと話しております。賛否は別です。また、その後の会議の中でも、この方針に了解を求められたことはないと同っております。とすれば、役員23名が参加する会議で、この案件に了解を求められることはなかったとの話も伺っております。

地域振興のための一番の前提は、地域の理解と合意であります。この内容がよければ、会議に提案されれば、了承されるのではないのでしょうか。このようなことが懸念されております。地域の共通理解に水を差すようなことは避け、地域の分断ではなく、合意されてからでも遅くはないでしょう。対策協議会で正式に議論をし、そしてこれでいいですかと了解を求めて、そしてその後に提出されれば、すんなりと合意形成ができるのではないのでしょうか。急いで事を進め分断と不信を招くことがないように、少し遅れても地域の将来のためには、合意をつくりながら進めることが大切だと考えております。

このようなことが含まれておりますので、この議案には反対をいたします。一旦立ち止まって、問題部分を取り除いてから成立させるのが筋ではないのでしょうか。議員の皆様の御理解と御賛同をお願いいたしまして、反対討論といたします。御清聴ありがとうございました。

○議長（大関久義君） 次に、15番畑岡洋二君。

〔15番 畑岡洋二君登壇〕

○15番（畑岡洋二君） 15番、政研会の畑岡でございます。議長より発言の許可をいただきましたので、議案第56号 令和5年度一般会計補正予算（第3号）について、賛成の立場で討論を行います。

総務産業委員会に付託された件が賛否のあれだと思っておりますので、総務産業委員会に付託された件の意見を述べたいと思っております。

まず、4款衛生費、2項清掃費、4目エコフロンティアかさま対策費の補正予算1,000万円増の議案について述べさせていただきます。

歳入として、福田地区地域振興整備基金繰入金補正額1,000万円、そして歳出として、エコフロンティアかさま対策費補正額1,000万円が計上され、福田地区地域振興整備補助金として使われる議案でございます。

まず、福田地区地域振興整備基金とは何でしょうか。この基金条例によれば、設置目的として、第1条、エコフロンティアかさまの設置に伴い、福田地区の生活環境の保全及び地域振興を図るため、笠間市福田地区地域振興整備基金を設置すると記され、その原資は、第2条、基金の原資は一般財団法人茨城県環境保全事業団の交付金をもって原資とし、一般会計歳入歳出予算で定める額とすると記されております。そして、第6条に、基金は第1条に規定する目的に充てるため、基金の全部または一部を処分することができることと記されております。

この条例を今回の議案に照らし合わせると、目的はプロ野球独立リーグ・ベースボー

ル・チャレンジ・リーグ、通称BCリーグに加盟する県内唯一のプロ野球チーム、茨城アストロプラネッツが笠間市と締結したフレンドリータウン協定、また、旧笠間市立東中学校利活用に係る事業実施協定に基づいて進める地域活動に対するエコフロンティアかさま福田地区対策協議会から同球団に対して支援金を交付し、同球団が行う地域振興活動を促進するとなっております。まさしく基金条例の目的に合致するものだと考えます。

そして、その理由、支援内容もこれまで何度かここでも表明されておりますけれども、地域交流活動拠点のシンボル看板に500万円、地域交流イベントの拡充に300万円、フィットネスエリアの利用促進に50万円、清掃、除草活動に100万円、子どもスポーツ教室の開催に50万円と示されております。

議員の皆さん、事業経営には、ヒト・モノ・カネが重要だとよく言われます。その中でも、ヒト、人材が最も重要だと言われております。そのヒト、人材の部分を茨城アストロプラネッツが担ってくるわけでございます。大変ありがたいことだと思いませんか。心強いことだと思いませんか。

次に、モノですが、地域貢献活動内容も明確に示されております。まずは、提示された内容をしっかりと進めてもらえませんか。

そして、おカネです。活動には資金が必要です。先ほども述べましたが、この活動の目的は、地域振興です。基金の使用目的そのものです。喜んでエコフロンティアかさま福田地区対策協議会からの申出を形にしようではありませんか。

そして続いて、もう1件、2款総務費、1項総務管理費、10目電算管理費に423万6,000円の件が指摘されたと思います。

今、マイナンバー、通称マイナンバーですけれども、いろいろな問題が起きております。提示されております。しかしながら、今後の将来の行政業務のデジタル化に向け、このようなマイナンバーカードの必要性を考えれば、普及を止める選択はないと考えております。間違いなく種々の問題があることは皆さん御承知のとおりでございますが、この時点で立ち止まることは許されないかと思えます。

この2点併せまして、述べさせていただきました。

以上、最後となりましたが、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます、私の賛成討論といたします。ありがとうございました。

**○議長（大関久義君）** 討論を終わります。

これより1件ごとに採決いたします。

初めに、議案第48号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第49号 笠間市ふるさとづくり寄附条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきであります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第50号 笠間市新型コロナウイルス感染症対策基金条例を廃止する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第51号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この採決は採決システムにより行います。

本件に対する委員長の報告は可決すべきであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はボタンを押してください。

賛成の方は、マイクのボタンが赤く点灯しているか確認してください。

確認漏れはございませんか。

〔賛成者ボタン押下〕

○議長（大関久義君） 採決を確定いたします。

投票総数21、賛成19、反対2、賛成多数であります。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第52号 笠間市内における太陽光発電設備設置事業と住環境との調和に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきであります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第53号 笠間芸術の森公園スケートパーク管理条例の一部を改正する条例に

ついてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきであります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 異議がありましたので、この採決は採決システムにより行います。

本件に対する委員長の報告は可決すべきであります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の方はボタンを押してください。

賛成の方は、マイクのボタンが赤く点灯しているか確認してください。

確認漏れはございませんか。

〔賛成者ボタン押下〕

○議長（大関久義君） 採決を確定いたします。

投票総数21、賛成19、反対2、賛成多数であります。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第54号 市道路線の廃止及び認定についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきであります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第55号 動産購入契約の締結についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきであります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第56号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

この採決は採決システムにより行います。

本件に対する委員長の報告は可決すべきであります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の方はボタンを押してください。

賛成の方は、マイクのボタンが赤く点灯しているか確認してください。

確認漏れはございませんか。

〔賛成者ボタン押下〕

○議長（大関久義君） 採決を確定いたします。

投票総数21、賛成18、反対3、賛成多数であります。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第57号 令和5年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきであります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第58号 令和5年度笠間市立病院事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきであります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 委員会提出議案第2号 清掃施設整備等調査特別委員会の設置について

○議長（大関久義君） 次に、お諮りいたします。

この際、日程第4、委員会提出議案第2号 清掃施設整備等調査特別委員会の設置についてを上程することにしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認め、委員会提出議案第2号 清掃施設整備等調査特別委員会の設置についてを上程いたします。

提案者の説明を求めます。

議会運営委員長西山 猛君。

〔議会運営委員長 西山 猛君登壇〕

○議会運営委員長（西山 猛君） 委員会提出議案第2号 清掃施設整備等調査特別委員会の設置についての提案理由を申し上げます。

本市では、環境負荷の少ない循環型社会の構築を目指し、本市全域を処理対象とした新たな清掃施設の整備を計画しているところであります。現在、市民生活において発生するごみ処理問題は、市行政の根幹的な課題でもあり、ごみの発生量の抑制とともに安全で安定的な稼働ができる清掃施設の整備が不可欠であります。

このような中で、議会では、笠間市議会基本条例第2条第2項の規定に基づき、本市のごみ処理問題を将来へ先送りすることなく解決していく責務として、市民の意思を反映できる最も適切な選択をしなければなりません。以上の観点から、市議会が合議体として議

会制民主主義の下、市民の負託に応え、決定責任を果たす必要があることは当然のことです。

よって、笠間市議会委員会条例第6条の規定により、全ての議員によって構成する清掃施設整備等調査特別委員会を設置し、清掃施設の建設工事や周辺地域における生活環境向上施設等の整備についてを付託の上、当該調査及び研究が終了するまでの間、閉会中も継続するものであります。

以上、会議規則第14条第2項の規定により、議会運営委員会から提案をいたしますので、議員各位におかれましては、よろしく御賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、委員会提出議案第2号 清掃施設整備等調査特別委員会の設置については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をいたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 討論を終わります。

これより、委員会提出議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり設置することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり設置することに決しました。

---

## 閉会の宣告

○議長（大関久義君） 以上で本日の日程は全て終了し、今期市議会定例会に付議された議案の審議が全て議了いたしました。

これにて、令和5年第2回笠間市議会定例会を閉会といたします。

大変御苦労さまでした。

午前11時02分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 大 関 久 義

署 名 議 員 田 村 幸 子

署 名 議 員 益 子 康 子